

熊本県等で発生した地震により被災されたお客様に対する電話料金等の取扱いについて

このたびの地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

西日本電信電話株式会社(以下、NTT西日本)は、このたびの熊本地方における地震に伴い、被災されたお客様の電話料金等の取扱いを次のとおりとします。

1. 電話サービスの基本料金等^{※1}の取扱い

このたびの被災による設備故障で電話がご利用できなかったお客様および避難指示、避難勧告等によって実態的に電話がご利用できなかったお客様について、その期間^{※2}の基本料金等を無料とします。具体的には下表のとおり取り扱います。

対象	無料期間
当社の設備故障が原因で電話等がご利用できなかったお客様	電話等がご利用できなかった期間
避難指示、避難勧告によって電話等がご利用できなかったお客様	避難指示、避難勧告が発出されてから解除までの期間
災害救助法が適用された地域にお住いの方で、被害に遭われ実態的に電話等がご利用できなかったお客様 (お客様からの申出が必要です。)	実態的に電話等がご利用できなかった期間 (期間は最大4ヶ月までとさせていただきます)

※1 回線使用料、屋内配線使用料、機器使用料、付加機能使用料等。

※2 電話等がご利用できなかった期間は、連続する24時間を単位に無料日数を計算します。

2. フレッツ光等の電話サービス以外の電気通信サービスの取扱い

電話サービスに準じた取扱いとします。

3. 電話料金の支払期限の延長

被災されたお客様から申し出があった場合は、支払期限を請求書記載の日付より1ヶ月延長します。

(注) 口座振替又はクレジットカードによるお支払いのお客様については、自動的に口座引き落としとなり、支払行為が不要であることから対象外とさせていただきます。

4. 移転工事費の取扱い

このたびの被災により仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金を無料とします。

5. 本件に関するお問い合わせ先

局番なしの「116」

<受付時間:午前9時～午後5時(年末年始12/29～1/3を除きます)>

携帯電話・PHSからは0800-2000-116

(NTT西日本エリア以外からはご利用になれません)

【報道機関からのお問い合わせ先】

NTT西日本 広報室 報道担当

TEL:06-4793-2311